

# 監査報告書における情報価値

—KAM と財務報告エコシステムの視点からの考察—

## The Informational Value of Key Audit Matters in the Auditor's Report: Consideration from the Financial Ecosystem

鉛 山 友紀子

Yukiko NAMARIYAMA

### はじめに

近年、財務情報の開示だけでなく非財務情報の開示に関する議論が国際的に加速している。これは会計における見積りの増加や経営環境の変動等により、過去の財務情報からある程度の将来予測を行うことが困難となり、財務情報だけでなく事業活動全体を理解したいというニーズが高まっているからである<sup>1</sup>。更に、企業における想定報告対象者が、従来の株主・投資家・債権者等の資金提供者だけではなく企業を取り巻くステークホルダー全体へと広がっていることも要因として挙げられる<sup>2</sup>。そのため、企業価値全体を理解したいニーズと個別詳細な情報・データを分析したいニーズの双方に対応した情報開示の在り方が求められているのである<sup>3</sup>。つまり、この開示に関する大きな変化の流れは、「財務報告」から非財務情報の開示を含めた「統合報告」への転換であると言える<sup>4</sup>。

この動きは、財務諸表監査においても例外ではない。監査人は、企業の持続的な価値創造について理解を深め、企業情報全体の開示において価値を有するか否かという視点から監査を行うことが求められるようになってきている<sup>5</sup>。すなわち、財務報告エコシステム<sup>6</sup>のプレイヤーとしてこれまで以上に企業のビジネスモデル・経営環境・戦略及びリスク等を理解し、高品質な監査を通して企業の長期的価値創造に寄与することが求められるのである。

この監査品質の向上と意思決定を更に充実させる取り組みとして、監査上の主要な検討事項（KAM: Key Audit Matters、以下、「KAM」という。）の導入が世界的に開始されている。KAMとは、監査意見を簡潔明瞭に記載する枠組みは基本的に維持しつつ、監査の過程において特に重要であると判断した内容を監査人独自の情報として監査報告書に記載するものであり、監査報告書利用者（以下、「利用者」という。）に

<sup>1</sup> 住田清芽（2021）95-96頁

<sup>2</sup> 中條祐介（2021）70-72頁

<sup>3</sup> 日本公認会計士協会（2021a）26-31頁

<sup>4</sup> 中條祐介（2021）70-72頁

<sup>5</sup> 日本公認会計士協会（2021a）4-12頁

<sup>6</sup> 「財務報告エコシステム」とは、財務報告において、財務報告の作成、承認、監査、分析、利用又はそれらに関する法令等の制度設計など様々なプレイヤーが連携・対話を行い適度に牽制し合うシステムのことである。瀧博他（2021）22頁

対し意思決定情報としての価値を付与するものである<sup>7</sup>。

だが、近年の非財務情報の開示拡大の状況を鑑みても、利用者は、財務情報に加えビジネスモデル・経営環境・社会・人権等にかかる企業の方針やリスク情報等、企業の様々な情報に対し一体的な興味を示すようになってきている<sup>8</sup>。米国における監査上の重要な事項（CAM: Critical Audit Matters、以下、「CAM<sup>9</sup>」という。）の早期適応企業<sup>10</sup>に対する中間分析によると、アンケート調査に回答した59%の投資家が、MD&A等の企業からの開示情報を理解するためにCAMを活用したと回答している<sup>11</sup>。この結果からも分かるが、監査報告書の情報は企業からの開示情報を理解するためにも活用されているのである。従って、「企業価値の一体的理解<sup>12</sup>」が可能となるよう、非財務情報との整合性を考慮した監査情報の開示が必要となるであろう。この点を踏まえ、本稿においては監査報告書における情報価値に対し統合報告の観点から考察を加えるものとする。

## 第1章：財務報告エコシステムにおける「企業価値の一体的理解」

我が国の財務諸表監査における意見表明は、あくまで財務諸表に対して行われるものであり財務諸表以外の部分に関する保証は求められていない。だが、利用者の一体的理解を考慮した場合、企業からの開示情報との整合性についても考慮したKAMの記載であるべきである。例えば、監査人が、財務諸表監査やその過程で得た知識に対し、財務諸表と監査報告書とを除いた部分の記載内容（以下、「その他の記載内容」という。）に相違が存在する場合、財務諸表における重要な虚偽表示が存在しているか、その他の記載内容に重要な誤りが存在する可能性もあることになり、利用者への経済的意思決定に不適切な影響を与える可能性がある<sup>13</sup>ことになる。これに対する対応として、国際的にその他の記載内容における監査人の手続と役割の明確化が図られている。

### 第1節：国際監査基準（ISA）720改訂「その他の記載内容における監査人の責任」

2015年に国際監査・保証基準審議会（IAASB: International Auditing and Assurance Standards Board、以下、「IAASB」という。）はInternational Standard on Auditing (ISA) 720 (revised), The Auditor's Responsibilities Relating to Other Information（国際監査基準（ISA）720改訂「その他の記載内容における監査人の責任」、以下、「ISA720」という。）が公表された<sup>14</sup>。この改訂は、多様化したその他の記載内容に対し監査人の責任を明確にすると共に、監査意見の対応範囲を変更することなく監査品質の向上を目的とするものである。

財務諸表及び監査報告書を除いた年次報告書に含まれる財務情報及び非財務情報に対し監査人の通読を要求する点においては、改訂前のISA720と同様である。だが、今回の改訂により、監査報告書に「その他

<sup>7</sup> 企業会計審議会（2018）2頁

<sup>8</sup> 町田祥弘（2019）301頁

<sup>9</sup> CAMはKAMに相当するものである。だが、財務諸表における重要な勘定や開示に対し監査人が特に困難であったと判断した事項であるという点でKAMと異なる部分がある。PCAOB（2019）5頁

<sup>10</sup> 2019年6月期以降の監査より大規模早期提出会社において早期適用が開始され、2020年12月期の監査より強制適用が開始された。PCAOB（2019）1頁

<sup>11</sup> CAMを読んだと回答した投資家29人に対し、どのようにCAMを活用したのかとのアンケート調査を実施（原典については、Appendix1を参照されたい。）Gurbutt et al（2020）4-49頁

<sup>12</sup> 「企業価値の一体的理解」とは、財務情報と戦略・リスク・ガバナンス・実績等の記述情報を情報利用者が一体的に理解できるように企業見解の提示の在り方を示すものである。日本公認会計士協会（2021a）56頁

<sup>13</sup> 日本公認会計士協会（2021b）1頁

<sup>14</sup> IAASB（2015a）6-100頁・IAASB（2015b）1-4頁

の記載内容」という独立した区分を設け監査人の責任や作業結果の記載が求められるようになったのである。また、対応範囲においても記載内容そのものだけではなく、監査の過程で得た知識に対しても重要な相違があるかどうかを考慮することが求められるようになった。しかしながら、今回の改訂は、その他の記載内容に対する監査人の責任を明確にすることが目的であり、監査の範囲を変えるものではない。そのため、通読の過程で重要な虚偽の表示の可能性がある場合は、追加で監査証拠を入手する可能性はあるものの、財務諸表に対する監査を行う以上の監査証拠の入手は要求されていない。

英国規制当局（FRC: Financial Reporting Council、以下、「FRC」）におけるISA（UK and Ireland）720改訂に対する開示状況の実態調査によると、多くのアニュアルレポートの利用者は、監査人の監査対象の範囲を正確に理解できておらず、アニュアルレポート全体が監査済であるとの誤認識から期待ギャップ<sup>15</sup>が生まれかねないことを示唆している<sup>16</sup>。この点を踏まえると、監査人の責任の範囲を超えることなく、KAMの記載を通し利用者に対しどれだけ「企業価値の一体的理解」を促すことができるかが重要な論点になると考えられる。

## 第2節：監査基準委員会報告720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」

我が国も2020年11月に、監査報告書に記載すべき事項と監査人の役割を明確にすることを目的に「監査基準の改訂に関する意見書」が公表された<sup>17</sup>。それを受け、2021年1月に監査基準委員会報告720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」（以下、「監基法720」という。）が改訂された。この監基法720における主な変更点は以下が挙げられる<sup>18</sup>。

### ●監査の過程で得た知識との比較

「監査において入手した証拠と到達した結論の観点から、その他の記載内容と監査人が監査の過程で得た知識の間に重要な相違があるかどうか検討すること。」

### ●その他の記載内容における重要な誤りの兆候に注意を払うこと

「監査人は、第13項に従ってその他の記載内容を通読する過程において、財務諸表又は監査人が監査の過程で得た知識に関連しないその他の記載内容について、重要な誤りがあると思われる兆候に注意を払わなければならない。」

### ●監査報告書

「「その他の記載内容」区分には以下を含めなければならない。ただし、第12項に基づいて実施した手続の結果、その他の記載内容が存在しないと判断した場合には、その他の記載内容が存在しないと判断した旨及びその他の記載内容に対していかなる作業も実施していない旨を記載する。（A51項参照）

#### (1) その他の記載内容の特定

- ① 監査報告書日以前に監査人が入手したその他の記載内容
- ② 監査報告書日より後に入手する予定のその他の記載内容

#### (2) 経営者のその他の記載内容に対する責任及び監査役等のその他の記載内容に対する責任

#### (3) 監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、監査人は意見を表明するものではなく、また、表明する予定もない旨

<sup>15</sup>「期待ギャップ」とは、監査に対する期待と監査人が実際に行う監査の内容にずれ（ギャップ）が存在することであり、監査人が行う監査に対し監査基準が要求している水準に達していない部分と利害関係者の監査に対する認識の違いにより監査基準において要求される範囲を超えた期待の部分とに分けることができる。松本祥尚（2014）130-132頁

<sup>16</sup> FRC（2018）1-7頁

<sup>17</sup> 企業会計審議会（2020）1-14頁

<sup>18</sup> 日本公認会計士協会（2021b）1-31頁・日本公認会計士協会（2021c）1-16頁

- (4) 本報告書で求められる、その他の記載内容の通読、検討及び報告に関する監査人の責任
- (5) 監査報告書日以前に入手したその他の記載内容がある場合には、以下のいずれかの記載
- ① 監査人が報告すべき事項はない旨
  - ② 監査人がその他の記載内容に未修正の重要な誤りがあると結論付けた場合、当該未修正の重要な誤りの内容」

我が国の改訂においても、ISA720の改訂同様、財務諸表に対してのみ監査意見を表明するという枠組みは維持しつつ、その他の記載内容を通読し財務諸表との重要な相違を識別するというものである。つまり、あくまでも監査人の責任は、財務諸表に対してのみ保証を行うものであり非財務情報に対する保証業務への拡大ではない。だが、非財務情報の開示拡大及び持続的な価値創造の観点から、監査人は、非財務情報も含めた企業のビジネスモデル・経営環境・戦略及びリスク等の理解を深め監査を行うことで、監査品質の向上に繋げることができよう。

## 第2章：財務諸表監査と非財務情報におけるマテリアリティと KAM の記載に関して

KAM の記載は、監査人が監査の過程において特に重要であると判断した事項から選定されるものであり、相対的な重要性を考慮した上で決定される<sup>19</sup>。この重要性とは、監査計画の策定と監査の実施、監査証拠の評価ならびに意見形成のすべてに関わる監査人の判断の規準であり、「監査計画の策定に当たり、財務諸表の重要な虚偽の表示を看過しないようにするために、容認可能な重要性の基準値（通常は、金額的な数値が設けられる）を決定し、これをもとに、達成すべき監査リスクの水準も勘案しながら、特定の勘定や取引について実施すべき監査手続、その実施の時期及び範囲を決定し、監査を実施する。」ものであるとされる<sup>20</sup>。つまり、重要性とは、合理的な保証を行うための基準値となるものである。そのため、監査において、この重要性の基準値の範囲内であり、その正確性を追求することが会計基準や監査基準で定められていない場合、監査人は重要な虚偽表示と判断しない可能もあるのである<sup>21</sup>。しかし、利用者は、監査に対し不正の発見を求めている部分もあり、重要性の範囲であるか否かではなく、虚偽表示に対するガバナンスの質的観点から重要性を判断する可能性もある。すなわち、利用者は、監査人の役割拡大と捉えられる可能性がある。

このような認識の祖語が生じないためにも、監査における重要性と非財務情報における重要性の概念を整理し、企業情報開示に携わる関係者の間で認識を共有することが重要となる<sup>22</sup>。そこで、本章においては監査におけるマテリアリティと非財務情報におけるマテリアリティの考え方を整理し、財務諸表監査における情報開示の現状について考察を加えることとする。

### 第1節：非財務情報におけるマテリアリティに関して

非財務情報は、企業の概要・リスク情報・経営戦略等の定性情報が多く、定量情報が主となる財務情報と比べ、マテリアリティ（以下、「重要性」という。）の判断が困難であるものが多い<sup>23</sup>。また、企業ごとに重要性の判断が多様であり、比較可能性の確保が困難となる可能性も否定できない。更に、この非財務情報に対するガイドラインやフレームワークにおいても複数の考え方が存在しており、財務情報との結合

<sup>19</sup> 日本公認会計士協会（2019）1-16頁

<sup>20</sup> 企業会計審議会（2002）9-10頁

<sup>21</sup> 高橋範江他（2019）2-4頁

<sup>22</sup> 日本公認会計士協会（2021a）39-42頁

<sup>23</sup> 山田訓久（2015）15-18頁



性における関係者間での共通の理解が醸成されていないことが指摘されている<sup>24</sup>。

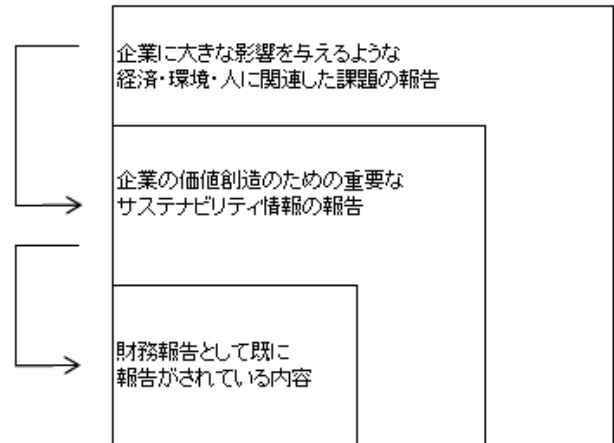
複数のフレームワークや考え方が併存している現状から、重要性の考え方も多数存在しているが、大きくは以下2つの考え方に分けることができる。1つ目は、「ダブルマテリアリティ<sup>25</sup>」であり、2019年に欧州委員会により紹介されたものである。この「ダブルマテリアリティ」であるが、非財務情報の開示対象をマルチステークホルダー全体として捉える考え方であり、投資家の関心が最も高い企業のパフォーマンス・立場・発展を理解する上で重要となる情報である「財務的マテリアリティ」と市民・消費者・従業員・ビジネスパートナー・市民社会等の関心が最も高い企業活動の外部へ与える影響を理解する上で重要となる情報である「環境・社会的マテリアリティ」の双方向を考慮し重要性を特定する考え方である。

そして、2つ目は、「ダイナミックマテリアリティ<sup>26</sup>」という考え方である。この「ダイナミックマテリアリティ」は、企業が環境や社会に与える影響は、短期的に企業業績に影響がないとしても長期的には環境や社会的に影響を与える可能性から、図表1にあるように3つの区分を移動する可能性があるとする考え方である。

この様に、多様な考え方はあるが、長期的にみると財務情報への影響がある可能性もあり、財務情報と切り離して考えることはできず、財務情報との結合性について関係者間での共通の理解が必要であることは想像に難くない。

そのため、財務諸表監査におけるリスク評価に当たっても、監査上の虚偽表示リスクに直接影響するような短期の事業リスクだけでなく、中長期的な企業価値に重要な影響をもたらす経営上のリスクについても監査人が理解を深め、状況に応じてその影響を検討する必要性が高まっている<sup>27</sup>のである。

図表1：ダイナミックマテリアリティ



出典：CDP, CDSB, GRI, IIRC and SASB (2020) より筆者訳

## 第2節：財務諸表監査におけるマテリアリティに関して

財務諸表監査を行う際には、重要性を考慮して監査が行われる。我が国では、この重要性の基準値に対する情報等の開示は要求されていないが、KAMとして監査の過程で考慮した重要性を監査人のオリジナルな情報として言及する場合は開示されることもある。だが、海外においては重要性の開示が求められる国もある。そこで、監査における重要性に対し、海外の状況も含め確認していくこととする。

<sup>24</sup> サステナビリティ関連情報の開示を巡り、以下3つの揺らぎが指摘されているが、本稿にておいては3つ目の論点であるマテリアリティの共通理解についてのみ言及することとする。

1. 国際的な開示基準の策定が進む中で期待される「共通性」や「比較可能性」の確保と、企業の「独自性」、「多様性」のバランスをどのように図るべきであるかという論点。
2. 国際的な開示基準策定に向けた動きが進む一方で、引き続き開示基準が林立し、またそれぞれの基準が想定する「読み手」や「マテリアリティ」、規定される「開示項目」が異なる中で、企業は「誰に向けて」、「何を伝えていくべきか」という論点。
3. 財務情報、非財務情報、サステナビリティ情報といった用語や概念に対して、共通の理解が必ずしも醸成されていない中で国内外における議論が進展していることに伴う、それぞれの関係性や包括関係の理解に関する議論。非財務情報の開示指針研究会（2021）5頁

<sup>25</sup> EUROPEAN COMMISSION (2019) 6-12頁

<sup>26</sup> 原典は、Appendex2を参照されたい。CDP, CDSB, GRI, IIRC and SASB (2020) 4-5頁

<sup>27</sup> 日本公認会計士協会（2021a）52頁

### 第1項：海外におけるマテリアリティの開示状況に関して

英国では、2013年におけるISA (UK and Ireland) 720改訂より監査報告書の中に独立した項目として「重要性の適用」の記載が求められるようになった<sup>28</sup>。この「重要性の適用」の記載においては、監査人が監査計画と監査実施の際にどのように重要性を適用したのか、またその適用した重要性の基準値を開示することを求めるものである。

以下、Unilever社の2020年度監査報告書における「重要性の適用」の記載内容である。この記載事例からも分かるが、詳細な重要性の基準値が開示されるものとなっている。

図表2：Unilever社における2020年度監査報告書における「重要性の適用」の記載事例

独立監査人の監査報告書	
<p>3. 重要性の適用と監査の範囲の概要</p> <p>重要性の適用</p> <p>連結財務諸表に対する重要性として、グループ税引前利益の4.8%（2019年：4.6%）である3.8億ユーロ（2019年：3.8億ユーロ）をベンチマークとして設定した。また、グループ全体の重要性は、純資産の0.4%（2019年：0.8%）である2.98億ポンド（2019年：0.61億ポンド）に設定した。</p> <p>我々は、監査手続きを行うに当たり、軽微な虚偽表示の積み重ねから重要性の数値を超えないよう、個々の残高に対し低い基準値での手続きを行った。監査実施上の重要性は、連結財務諸表及び企業会計全体に対する75%（2019年：75%）であり、連結財務諸表に対しては2.85億ユーロ（2019年：2.85億ユーロ）・グループ全体に対しては2.24億ポンド（2019年：0.46億ポンド）とした。</p> <p>監査実施上の重要性の基準値の決定においては、高レベルでのリスクを認識していないため、上記基準値を適用することとした。</p> <p>我々は、監査委員会において修正済みまたは未修正の特定された虚偽表示2,000万ユーロ（2019年：2,000万ユーロ）および1,500万ポンド（2019年：500万ポンド）を超える額を確認したことに同意を得ている。また、我々の定性的根拠より軽微な虚偽表示の存在も認識している。</p> <p>監査の範囲の概要</p>	以下略

Unilever (2021) より筆者訳<sup>29</sup>

米国においては、ISA (UK and Ireland) 720改訂のように重要性の適用状況に対する開示は求められてはいない。そこで、監査報告書における重要性の開示状況を確認するべく、CAMの記載における監査領域と決定理由に「Materiality」及び「Material」という言葉がどの程度含まれているのかの調査をニューヨーク証券取引所（NYSE: New York Stock Exchange、以下、「NYSE」）に登録のあるCAM早期適応企業1,149社のCAM2,000個に対して実施した<sup>30</sup>。その結果、「Materiality」及び「Material」という言葉を含むCAMの記載は10%程度と少ないものであった。

<sup>28</sup> この改訂において、「重要な虚偽表示リスクに関する評価」、「重要性の適用」、「監査の範囲の概要」が新たに追加されたが、本稿においては「重要性の適用」にのみ言及することとする。FRC (2013) 1-28頁

<sup>29</sup> 原典は、Appendex3を参照されたい。Unilever (2021) 105-111頁

<sup>30</sup> 2019年6月～2020年5月迄に10-Kを提出したNYSE登録である大規模早期提出会社1,149社の監査報告書におけるCAMの記載に対して調査を実施。尚、項目の記載は原典の通りの順番としている。（原典は、Appendex4を参照されたい。）PCAOB (2021)

図表3：監査領域と決定した理由に含まれる「Materiality」・「Material」の個数

CAM 項目	a) 重要性の記載あり	b) 重要性の記載なし	a) に対する割合	合計
CAM の記載なし	0	3	0%	3
見越し計上	23	128	15%	151
貸倒引当金	6	95	6%	101
資産除去債務	3	28	10%	31
企業合併	3	162	2%	165
契約債務と偶発債務	11	42	21%	53
企業結合	1	9	10%	10
売上原価	1	6	14%	7
負債	0	8	0%	8
デリバティブとヘッジング	2	24	8%	26
非継続事業	2	12	14%	14
資本	0	3	0%	3
持分法	1	25	4%	26
外貨取引	2	1	67%	3
ゴーイングコンサーン	2	4	33%	6
のれん	11	244	4%	255
のれん及びその他の無形資産	2	39	5%	41
在庫	9	31	23%	40
投資	3	46	6%	49
リース	5	60	8%	65
レベル3の資産と負債	0	20	0%	20
内部統制の有効性	4	0	100%	4
少数株主持分	1	2	33%	3
その他資産及び繰延費用	10	66	13%	76
その他費用	0	5	0%	5
その他無形資産	4	68	6%	72
その他負債	4	47	8%	51
その他長期保有資産	1	17	6%	18
有形固定資産	10	103	9%	113
不動産	8	108	7%	116
売掛金	1	21	5%	22
特別利害関係の開示	2	3	40%	5
研究開発費	0	1	0%	1
退職給付	2	34	6%	36
収益認識	48	149	24%	197
重要な例外取引	0	1	0%	1
株式報酬	0	2	0%	2
税効果会計	15	76	16%	91
その他所得税	4	15	21%	19
偶発税金債務	6	85	7%	91
総計	63	1,793	10%	2,000

出典：PCAOB (2021) より筆者集計

## 第2項：我が国の KAM の記載事例

2021年より我が国においても KAM の記載が開始された。2021年3月期決算の上場会社のうち、2021年6月30日までに有価証券報告書を提出した2,342社における KAM の決定理由をまとめた図がある。これによると、約68% (全体合計数：1,887個 /2,777個) の KAM が、量的又は質的に重要性があったことから KAM として記載することを決定したとしている<sup>31</sup>。

<sup>31</sup> 財務諸表における重要性、及び取引等に量的又は質的重要性があることを KAM と決定した理由として記載している。具体的には、「内容及び決定理由」において、「財務諸表における重要性」、「量的重要性」、「金額的重要性」、「質的重要性」というキーワードで抽出されたものを、「重要性」に分類し、集計している。日本公認会計士協会 (2021d) 17-19頁

図表4：監査領域とKAMと決定した理由（継続企業的前提を除く）

	固定資産の評価	収益認識	繰延税金資産の評価	投融資の評価	棚卸資産の評価	営業債権の評価	債務の見積り	組織再編	ITシステムの評価	関連当事者取引	新型コロナウイルス感染症関連	金融商品の評価	その他の監査領域
不確実性又は経営者の判断	1,083	325	351	68	207	145	86	61	1	2	9	7	34
	98%	57%	100%	100%	88%	94%	96%	66%	5%	13%	82%	70%	56%
重要性	772	444	152	49	187	101	45	62	17	10	8	7	33
	67%	78%	43%	72%	80%	66%	50%	67%	77%	63%	73%	70%	54%
複雑性	87	80	8	5	16	8	9	17	3	3	2	5	14
	8%	14%	2%	7%	7%	5%	10%	18%	14%	19%	18%	50%	23%
通例でない取引	-	2	-	-	-	-	-	13	-	-	-	-	3
	-	0%	-	-	-	-	-	14%	-	-	-	-	5%
専門的な知識や技能	180	59	3	6	5	7	9	43	3	-	-	3	13
	16%	10%	1%	9%	2%	5%	10%	47%	14%	-	-	30%	21%
監査証拠の入手の難易度	4	10	1	-	-	4	2	-	-	-	-	-	1
	0%	2%	0%	-	-	3%	2%	-	-	-	-	-	2%
内部統制の不備	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	6
	-	0%	-	-	-	-	-	-	-	6%	-	-	10%
KAMの個数合計	1,100	567	351	68	235	154	90	92	22	16	11	10	61

出典：日本公認会計士協会（2021d）

我が国におけるKAMの決定理由として重要性が挙げられた個数と、米国におけるCAMの監査領域と決定理由に含まれる「Materiality」及び「Material」の個数を比較すると、我が国と比べかなり少ないものであった。しかし、米国においては、財務諸表の注記やMD&A及びリスク情報等において詳細かつ具体的な情報開示が実施されており、CAM導入後もコミュニケーション等を含め、全体的に影響が少なかった可能性があることが指摘されている<sup>32</sup>。この点を踏まえると、諸外国における記載比較を行う場合は、単に記載内容や個数を比較・分析するだけでなく開示制度全体を包括して確認を行う必要があると考えられる。

## むすび

我が国の財務諸表監査は、あくまで財務情報に対して保証を行うものである。しかしながら、近年の非財務情報に対する開示拡大の流れを鑑みると、財務情報だけでなく非財務情報を含めた企業報告全体の一体的理解とそれに対する保証を利害関係者が期待するであろうことは想像に難くない。

この開示拡大における国際的な変化の渦において、現状の監査のあり方のまま留まることで、利害関係者の期待する一体的開示との乖離が進み、期待ギャップの更なる拡大となる可能性は否定できない。そのため、監査が寄って立つ位置を改めて考える必要があるのではないだろうか。

本稿で採り上げたKAMであるが、監査人は、「誰に対して」・「どのような観点から」重要であるのかと

<sup>32</sup> 田中清人（2021）1-2頁



いう視点を持ち監査を行い<sup>33</sup>、利用者の「企業価値の一体的理解」が可能となる監査情報を提供すべきである。つまり、どのような判断により監査が行われたのかというような監査人独自の情報を KAM として記載することで、期待ギャップの縮小が可能となるのである。しかしながら、監査の本来の役割は、財務諸表に対する意見表明を行うことであり、二重責任の原則を含め議論の余地があるものとする。そこで、二重責任の原則に抵触しない範囲で、その他の記載内容等と祖語のない KAM の記載により更なる監査情報の価値向上が望めるのではないだろうか。そのためには、監査人の更なる企業に対する理解と企業からの開示情報と整合性のある監査情報の開示が行われるべきであり、なぜそのような判断に至ったのかといった監査人独自の情報により、利用者により一体的理解を促せる内容であることが重要であろう。

この監査人独自の情報における利用者の反応分析及び国際比較に関しては、次号で詳述する予定である。

## 参考文献

- CDP, CDSB, GRI, IIRC and SASB (2020), Statement of Intent to Work Together Towards Comprehensive Corporate Reporting
- EUROPEAN COMMISSION (2019), Guidelines on reporting climate-related information
- FRC (2013), Revision to ISA (UK and Ireland) 700, Requiring the auditor's report to address risks of material misstatement, materiality and a summary of the audit scope (For audits of entities that report on how they have applied the UK Corporate Governance Code)
- FRC (2018), AUDIT QUALITY THEMATIC REVIEW, OTHER INFORMATION IN THE ANNUAL REPORT, THE WORK PERFORMED BY AUDITORS TO MEET THEIR REPORTING RESPONSIBILITIES IN RESPECT OF THE OTHER INFORMATION IN THE ANNUAL REPORT
- IAASB (2015a), International Standard on Auditing (ISA) 720 (Revised), The Auditor's Responsibilities Relating to Other Information and Related Conforming Amendments
- IAASB (2015b) 「ISA720 (改訂) その他の記載内容に関連する監査人の責任」
- IFRS (2021), IFRS Foundation announces International Sustainability Standards Board, consolidation with CDSB and VRF, and publication of prototype disclosure requirements  
<https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2021/11/ifrs-foundation-announces-issb-consolidation-with-cdsb-vrf-publication-of-prototypes/> (最終閲覧日 2022.01.26)
- Michael J. Gurbutt, Wei-Kang Shih, Carrie von Bose (2020), Staff White Paper, Stakeholder Outreach on the Initial Implementation of CAM Requirements, PCAOB
- PCAOB (2019), Critical Audit Matters Insights for Audit Committees, *AUDIT COMMITTEE RESOURCE*
- PCAOB (2021), Review the CAMs Dataset
- Unilever (2021), Unilever Annual Report and Accounts 2020
- 企業会計審議会 (2002) 「監査基準の改訂に関する意見書」
- 企業会計審議会 (2018) 「監査基準の改訂に関する意見書」
- 企業会計審議会 (2020) 「監査基準の改訂に関する意見書」
- 住田清芽 (2021) 「「その他の記載内容」に関する改正監査基準のインパクト 改正監基報720によって監査人の実務は変わるか」『企業会計』 Vol.73 No. 7
- 高橋範江・橋本純佳 (2019) 「インタビュー 投資家と企業の対話、そして監査人との対話のこれから～ ICGN Disclosure and Transparency Committee 議長に聞く」『KPMG Insight KPMG Newsletter』 Vol.38
- 瀧博・安藤聡・川島勇・佐藤淑子・小倉加奈子・油布志行 (2021) 「IFIAR シンポジウム報告 セッション2：高品質な監査と財務報告の信頼性向上に向けた取組」『会計・監査ジャーナル』 No.795
- 田中清人 (2021) 「CAM (Critical Audit Matter) 導入に係る PCAOB の中間分析報告の解説」『情報センサー』 Vol.161
- 中條祐介 (2021) 「企業の成長戦略とディスクロージャー ～コーポレート・ベンチャー・キャピタルに関する情報開示を中心に～」『会計・監査ジャーナル』 No.797
- 日本公認会計士協会 (2019) 「監査基準委員会報告書701 「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」
- 日本公認会計士協会 (2021a) 「「企業情報開示・ガバナンス検討特別委員会」 企業情報開示に関する有用性と信頼性の向上

<sup>33</sup> 高橋範江他 (2019) 2-3頁

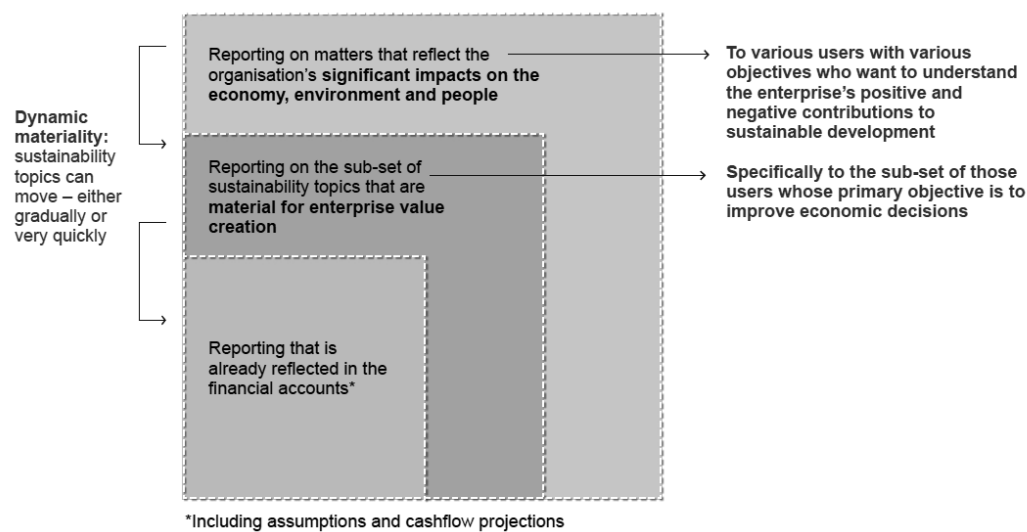
- に向けた論点の検討 ―開示とガバナンスの連動による持続的価値創造サイクルの実現に向けて―
- 日本公認会計士協会（2021b）「監査基準委員会報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」
- 日本公認会計士協会（2021c）「監査基準委員会報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」の改正について」
- 日本公認会計士協会（2021d）「「監査上の主要な検討事項」の強制適用初年度における分析」
- 非財務情報の開示指針研究会（2021）「サステナビリティ関連情報開示と企業価値創造の好循環に向けて―「非財務情報の開示指針研究会」中間報告―」
- 町田祥弘編著（2019）『監査の品質に関する研究』同文館出版
- 松本祥尚（2014）「監査報告のパラダイムシフト―監査人からのコミュニケーション向上の必要性―」『会計・監査ジャーナル』No.709
- 山田訓久（2015）「企業報告における非財務情報の重要性評価～企業価値向上との関わりについての考察～」『テクニカルセンター 会計情報』Vol.469

Appendix1: Current Investor CAM Use(Among Investors Who Have Seen CAMs)

Used CAMs to:	Proportion Reporting “Sometimes” or “Often”
Analyze or compare companies to make investment decisions (N=29)	24%
Better understand disclosures made by company management (N=29)	59%
Better understand the work of the auditor, such as the areas where they highlighted auditing issues to company management (N=29)	55%
Develop questions for earnings calls to discuss with management (analysts only) (N= 5)	80%
Make proxy voting decisions, including ratification of the audit committee's choice of external auditor (analysts only) (N= 5)	20%

出典：Gurbutt et al (2020)

Appendix2: Dynamic Materiality



出典：CDP, CDSB, IIPC and SASB (2020)

Appendix3: Unilever Annual Report and Account 2020: Independent Auditor's Report

3: Our application of materiality and an overview of the scope of our audit

**Materiality**

Materiality for the Consolidated Financial Statements as a whole was set at €380 million (2019: €380 million), determined with reference to a benchmark of Group profit before taxation, of which it represents 4.8% (2019: 4.6%). Materiality for the Company Accounts as a whole was set at £298 million (2019: £61 million), determined with reference to a benchmark of Company Net Assets, of which it represents 0.4% (2019: 0.8%).

In line with our audit methodology, our procedures on individual account balances and disclosures were performed to a lower threshold, performance materiality, so as to reduce to an acceptable level the risk that individually immaterial misstatements in individual account balances add up to a material amount across the financial statements as a whole.

Performance materiality for the Consolidated Financial Statements and the Company Accounts set at 75% (2019: 75%) of materiality for the financial statements as a whole, which equates to €285 million for the Group (2019: €285 million) and £224 million (2019: £46 million) for the Company. We applied this percentage in our determination of performance materiality because we did not identify any factors indicating an elevated level of risk.

We agreed with the Audit Committee that any corrected or uncorrected identified misstatements exceeding €20 million (2019: €20 million) and £15 million (2019: £5 million) which are identified during the audit of the Consolidated Financial Statements and Company Accounts respectively, would be reported to them, as well as smaller misstatements that in our view must be reported on qualitative grounds.

以下省略（筆者注）

出典：Unilever (2021)

## Appendix4: 監査領域と決定した理由に含まれる「Materiality」・「Material」の個数

CAM	a) Include Materiality/ Material	b) Not Include Materiality/Material	% of a)	Total
No CAM	0	3	0%	3
Accruals and Reserves	23	128	15%	151
Allowance for Loan Losses	6	95	6%	101
Asset Retirement and Environmental	3	28	10%	31
Business Combinations	3	162	2%	165
Commitments and Contingencies	11	42	21%	53
Consolidation	1	9	10%	10
Cost of Sales	1	6	14%	7
Debt	0	8	0%	8
Derivatives and Hedging	2	24	8%	26
Discontinued Operations	2	12	14%	14
Equity	0	3	0%	3
Equity Method	1	25	4%	26
Foreign Currency Matters	2	1	67%	3
Going Concern	2	4	33%	6
Goodwill	11	244	4%	255
Goodwill and Other Intangible Assets	2	39	5%	41
Inventory	9	31	23%	40
Investments	3	46	6%	49
Leases	5	60	8%	65
Level 3 Assets and Liabilities	0	20	0%	20
Material Weakness in ICFR	4	0	100%	4
Minority Interest	1	2	33%	3
Other Assets and Deferred Costs	10	66	13%	76
Other Expenses	0	5	0%	5
Other Intangible Assets	4	68	6%	72
Other Liabilities	4	47	8%	51
Other Long-Lived Assets	1	17	6%	18
Property, Plant, and Equipment	10	103	9%	113
Real Estate	8	108	7%	116
Receivables	1	21	5%	22
Related Party Disclosure	2	3	40%	5
Research and Development Costs	0	1	0%	1
Retirement Benefits	2	34	6%	36
Revenue Recognition	48	149	24%	197
Significant Unusual transactions	0	1	0%	1
Stock Compensation	0	2	0%	2
Taxes - Deferred Income Taxes	15	76	16%	91
Taxes - Other Income Taxes	4	15	21%	19
Taxes - Uncertain Tax Position	6	85	7%	91
TOTAL	207	1,793	10%	2,000

出典：PCAOB（2021）より筆者集計